

# 2019 フィッシングボート 試乗会・展示会のご案内

6月 22日(土) 23日(日)

試乗艇：トーハツTF-23X    試乗艇：スズキマリンS17    展示艇：ヤンマー FX24EZ

**来て、見て、乗って楽しめる!!**

時間 10:00～16:00    いつでもOK! レンタルボート ¥11,880～

場所 垂水市 元垂水港内

**(有)ボートの新福商会** 垂水市市木12-30 TEL:0994(32)7520 <http://www.s-boat.jp>

## 冷麺 始まりました!!

◎6月16日(日)は父の日です。家族揃って外食しませんか?

ご予約 受付中!!

◎正社員 (社会保険、年金完備!!)  
★調理師見習：月給20万円～  
★ホールスタッフ：月給17万円～

◎パート・アルバイト  
★時給：昼 800円～ 夜 900円～  
週2～3日でもOK!! ※試用期間あり

**従業員募集中!! (食事付)**

**中華料理 光華園** 営 11:30～15:00 17:00～21:00 定休日：水曜夜  
垂水市錦江町1-56 (垂水中央病院向かい) TEL 32-5760

## 七五三 ななくさ

七五三用、着物、袴も用意しております。撮影時のお衣装代、お支度代は **お一人様無料**

参加料 ¥7,800 → **¥3,900 (50% OFF)**  
(プリント料は別途かかります。)

期間 6月1日～30日

ロケーション撮影キャンペーン **Smile&Smile**  
参加料 5,000円  
撮影料+キャンバス仕上げ30サイズボード  
昔段階のみの撮影になります。  
参加対象年齢 1才～10才

写真のシオヤ ☎0994-32-0144  
〒991-2122 鹿児島県垂水市上町116  
■営業時間 平日・土曜日 / AM9:00～PM6:30 祝日・日曜日 / AM10:00～PM5:00  
■定休日 毎週水曜日 <http://photo-shioya.pupu.jp>

見逃さない!

▼所得判定基準の改正

■軽減特例の見直しについて  
世代間の公平の観点等から、これまで均等割額が9割となっていた方は、今年度から8割に変わり、納付額が上がります。

■低所得者への支援策  
①介護保険料の負担軽減の強化  
※保険料が第1段階の方が対象  
②年金生活者支援給付金の支給  
※対象者には、9月頃に日本年金機構から申請書を送付予定

◎問い合わせ先  
市民課国保係 ☎内線140  
ねんきんダイヤル  
☎05701051165

	改正後	現行
5割軽減	33万円 +28万円 ×被保険者数	33万円 +27.5万円 ×被保険者数
2割軽減	33万円 +51万円 ×被保険者数	33万円 +50万円 ×被保険者数

所得判定基準が改正され、軽減措置の対象が拡充されました。

**後期高齢者医療保険料 軽減制度が変わります**

## 介護保険料の変更について

65歳以上（第1号被保険者）のうち低所得者の方の負担軽減策として、令和元年度より第1段階から第3段階までの介護保険料が変更になりました。下記新旧対照表よりご確認ください。

■介護保険料について  
介護保険サービスにかかる費用は、自己負担分（原則1割）を除いたうち、約半分を公費（税金）により国・県・市が負担し、残りを40歳以上の介護保険被保険者で負担しています。  
※40歳～64歳の方は、加入されている医療保険に含まれています。

■介護保険料新旧対照表

段階	対象者	旧保険料	新保険料
第1段階	①生活保護者 ②非課税世帯で、老齢福祉年金の受給者 ③非課税世帯で、合計所得金額+本人年金収入額が80万円以下	30,780円	25,650円
第2段階	非課税世帯で、合計所得金額+本人の年金収入額が120万円以下	51,300円	42,750円
第3段階	非課税世帯で、合計所得金額+本人の年金収入額が120万円を超える	51,300円	49,590円
第4段階	本人が非課税（世帯に課税者がいる）で、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円以下	61,560円	61,560円
第5段階	本人が非課税（世帯に課税者がいる）で、合計所得金額+本人の年金収入額が80万円を超える	68,400円	68,400円
第6段階	本人課税で、本人の合計所得金額が120万円未満	82,080円	82,080円
第7段階	本人課税で、本人の合計所得金額が200万円未満	88,920円	88,920円
第8段階	本人課税で、本人の合計所得金額が300万円未満	102,600円	102,600円
第9段階	本人課税で、本人の合計所得金額が300万円以上	116,280円	116,280円

※この表の「合計所得金額」とは、次の2点が反映された額です。  
①長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除後の金額  
②第1段階から第5段階までは、課税年金に係る雑所得の控除後の金額

◎問い合わせ先：保健課介護保険係 ☎内線 128